

別表 3

【判定料金】

【モデル建物法】

I 類 (事務所・学校等の非住宅)

(税抜金額)

延べ面積 (㎡)
300 ～ 2,000未満
2,000 ～ 3,000未満
3,000 ～ 4,000未満
4,000 ～ 5,000未満
5,000 ～ 10,000未満
10,000 ～ 20,000未満
20,000 ～ 50,000未満
50,000 ～ 100,000未満
100,000 ～ 200,000未満
200,000 ～

料金案 (円)
100,000
120,000
150,000
180,000
220,000
260,000
320,000
390,000
480,000
600,000

II 類 (工場・自動車車庫等)

(税抜金額)

延べ面積 (㎡)
300 ～ 2,000未満
2,000 ～ 3,000未満
3,000 ～ 4,000未満
4,000 ～ 5,000未満
5,000 ～ 10,000未満
10,000 ～ 20,000未満
20,000 ～ 50,000未満
50,000 ～ 100,000未満
100,000 ～ 200,000未満
200,000 ～

料金案 (円)
80,000
100,000
120,000
140,000
170,000
200,000
240,000
300,000
380,000
480,000

Ⅲ類（ホテル・病院・集会所等）

（税抜金額）

延べ面積（㎡）		
300	～	2,000未満
2,000	～	3,000未満
3,000	～	4,000未満
4,000	～	5,000未満
5,000	～	10,000未満
10,000	～	20,000未満
20,000	～	50,000未満
50,000	～	100,000未満
100,000	～	200,000未満
200,000	～	

料金案 （円）
150,000
200,000
230,000
260,000
300,000
350,000
400,000
500,000
650,000
900,000

別表 4

【標準入力法（主要室入力法を含む）】

I 類（事務所・学校等の非住宅）

（税抜金額）

延べ面積（㎡）		
300	～	2,000未満
2,000	～	3,000未満
3,000	～	4,000未満
4,000	～	5,000未満
5,000	～	10,000未満
10,000	～	20,000未満
20,000	～	50,000未満
50,000	～	100,000未満
100,000	～	200,000未満
200,000	～	

料金案 （円）
180,000
220,000
260,000
300,000
350,000
400,000
480,000
600,000
750,000
950,000

II 類（工場・自動車車庫等）

（税抜金額）

延べ面積（㎡）		
300	～	2,000未満
2,000	～	3,000未満
3,000	～	4,000未満
4,000	～	5,000未満
5,000	～	10,000未満
10,000	～	20,000未満
20,000	～	50,000未満
50,000	～	100,000未満
100,000	～	200,000未満
200,000	～	

料金案 （円）
160,000
200,000
230,000
260,000
300,000
350,000
400,000
500,000
650,000
800,000

Ⅲ類（ホテル・病院・集会所等）

（税抜金額）

延べ面積（㎡）	料金案 （円）
300 ～ 2,000未満	300,000
2,000 ～ 3,000未満	350,000
3,000 ～ 4,000未満	400,000
4,000 ～ 5,000未満	450,000
5,000 ～ 10,000未満	520,000
10,000 ～ 20,000未満	600,000
20,000 ～ 50,000未満	700,000
50,000 ～ 100,000未満	850,000
100,000 ～ 200,000未満	1,100,000
200,000 ～	1,450,000

※備考

- ① I類、II類、Ⅲ類の用途種別の詳細については別途ご相談下さい。
- ② 一の確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、棟ごとの料金の合計額を徴収する。
- ③ 一の棟に用途分類が複数ある場合、各用途分類ごと当該面積で料金を算出し、その比率が最も大きくなる用途分類を適用した上で建築物全体の面積で算定する。
- ④ 複合建築物（住宅と非住宅部分を有する建築物）の場合、非住宅部分により料金を算定する。
 なお、住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合は、行政庁への図書送付等の事務手数料として10,000円（税別）×送付対象棟数を徴収する。
- ⑤ 計画変更手数料は当初適用された申請料金の10分の6の額とする。
 ただし、次の場合は上表の料金とする。
 - ・モデル建物法を標準入力法（主要室入力法含む）の変更等、計算方法を変更して申請される場合
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑥ 軽微変更該当証明の申請（軽微変更ルートC）は当初料金の10分の5の額とする。
- ⑦ 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。
 ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定する。
- ⑧ 上表に定める評価方法以外の方法による場合は別途見積もりとする。